

障害福祉サービス事業所 各位

杉並区保健福祉部
障害者施策課長 諸角 純子

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）

平素より大変お世話になっております。

本日東京都より「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について」の通知が出され、全ての障害福祉サービス実施事業所に対し、利用者への自粛を呼びかけつつ、引き続き感染への対策を講じた上でサービスを提供してほしいといった内容が示されています。

また本日、国からも「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4報）」が通知され、今後の報酬等に関する考え方も示されました。

自粛の呼びかけに応じ、在宅にて生活する利用者の方について、通所事業所や入居しているグループホームの世話人ができる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には報酬の対象として差支えないといった考えが新たに追加されています。この考え方について、区としての取扱いをまとめましたのでお知らせするとともに、引き続き、感染予防に留意したサービスの提供をお願い致します。

なお、本通知は現時点の状況に基づくものであり、今後、状況の変化に応じて変更する場合があります。

記

1、通所系の事業所及びグループホームにおいて、在宅にて生活する方について事業所が支援を行う場合

◎報酬の請求を希望する場合は、添付の支援内容書を記入し、4月17日(金)までに障害者施策課認定給付係へ提出して下さい。実施する支援内容を確認した上で、請求の対象となるかの判断をさせていただきます。（支援内容については、利用している方の状況に応じてお考え下さい）

◎請求の対象となった場合

- ・4月のサービス提供分の請求から有効とします。
- ・どのような支援を提供したか報告書の提出は求めませんが、支援日時や支援内容を個別の記録に記載していただきますようお願いいたします。（必要に応じて提出をお願いする場合があります）

2、移動支援事業の臨時的取扱いについて

◎移動支援事業については、外出時間を短縮したり、交通機関の利用を控えるなど感染リスクを下げる工夫を引き続きお願い致します。国の通知では、外出を自粛し、居宅・グループホーム等で支援を実施した場合についても、移動支援を実施したものとして取り扱ってよいと示されておりますので、利用者の生活状況を踏まえ、柔軟なサービス提供に努めていただくようお願いいたします。（請求方法など詳細は令和2年3月31日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための杉並区における移動支援事業の取扱いについて」参照）また、学校、通所施設等の休校、自粛等により、支給時間を超える利用希望があった場合は区にご相談ください。

【問合せ先】 障害者施策課障害保健担当

電話：03-3312-2111（内線）1148

*記1については 認定・給付係

記2については管理係へ問合せをお願いします。